

群馬県メディカルサポート事業実施要項

1 目的

各競技団体等が公益財団法人日本スポーツ協会（以下 J S P O）公認アスレティックトレーナー（以下 A T）や県スポーツ協会認定 A T、J S P O 公認スポーツ栄養士、県スポーツ協会認定スポーツ栄養士等を積極的に活用し、選手をサポートすることで安定した競技力向上を図る体制を整備することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 競技団体等における強化事業に J S P O 公認 A T や群馬県スポーツ協会認定 A T や J S P O 公認スポーツ栄養士、群馬県スポーツ協会認定スポーツ栄養士等を導入し、年間を通じて選手のコンディショニングや医科学サポート等を行う体制づくりを支援する。
- (2) A T やスポーツ栄養士の導入を希望している団体等の要望をもとに、それに適した県内の A T やスポーツ栄養士等を紹介する体制を整える。
- (3) 各種競技力向上対策事業と連携し、県内の A T やスポーツ栄養士等の活動の幅を広げる。
- (4) 補助率 上限 4 / 5

3 対象者

- ・（公財）群馬県スポーツ協会加盟競技団体（うち国民スポーツ大会実施 4 1 競技とする。）
- ・群馬県パラスポーツ競技団体活動経費補助金交付対象団体
- ・ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金交付対象者

4 補助対象経費

J S P O 公認 A T ・スポーツ栄養士、または、群馬県スポーツ協会認定 A T ・認定スポーツ栄養士の活動に係る経費（報償費、旅費、宿泊費）

※報償費は 1 回 8, 0 0 0 円とする。

5 申請

各競技団体等から提出された以下に示す書類から審査し補助金額を決定する。

- ・ A T ・スポーツ栄養士を活用する事業を（様式 1 - 4）事業計画書で明確に記載すること。
- ・積算（回数・人数等）根拠は、（様式 1 - 5）収入支出予算書に記載すること。

6 その他

A T ・スポーツ栄養士は、活動中の偶発的な傷害事故や賠償責任を問われる事故等に備え、スポーツ傷害保険に加入していること。

保険に加入していない場合には、競技団体等は保険に加入させた上で事業を実施すること。

7 補助事業の執行方法

この事業は、群馬県が競技団体等に補助金を予算の範囲内で交付し、競技団体等が事業を実施する。

執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱、群馬県パラスポーツ競技団体活動補助金交付要綱及びぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金交付要綱に準ずる。